



® 平成 30 年 3 月 8 日 (木)

No. 14643 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権侵害罪の罪質と公務員の懲戒処分(上)(1)

著作権侵害罪の罪質と公務員の懲戒処分 (上)

弁護士・新潟大学法学部

准教授 田中 良弘

1. はじめに

本稿は、公務員の懲戒処分に関する裁判例(札幌高判平成28年11月18日判時2332号90頁。以下「本判決」という)を題材に、著作権侵害罪(著作権法119条1項)の罪質について論じるものである。著作権侵害罪の罪質と公務員の懲戒処分とは一見結びつか

ないようにも感じられるが、本判決は、インターネット上でソフトウェアの違法コピーを販売したことを理由になされた公立学校の教員に対する懲戒免職処分の適否を判断するにあたり、著作権侵害罪と窃盗罪(刑法235条)の性質が大きく異なることを理由に、窃盗行為を免職事由と定める処分庁(北海道教育委員会)の懲戒処分指針を参照することを否定し、上記懲戒免職処分は処分庁の裁量権の範囲を逸

YAMAKAWA 山川国際特許事務所

所長・弁理士 山川 茂 樹

〒100-6104 東京都千代田区永田町2丁目11番1号 山王パークタワー4階

TEL: (03) 3580-0961 (代表) FAX: (03) 3581-5754

E-mail: yamakawaipo@mtc.biglobe.ne.jp URL: <http://yamakawa-ipo.jp/>

脱したもので違法であると判断しており、著作権侵害罪の罪質について判示した貴重な裁判例であるといえることができる。

そこで、本稿においては、公務員の懲戒処分の適否に関する主要な最高裁判例と近年における下級審裁判例について整理した上で、原判決(札幌地判平成28年6月14日判時2332号95頁)および本判決について紹介し、最後に、著作権侵害罪の罪質を中心に若干の考察を加えることとしたい(なお、本判決においては退職手当支給制限処分の適否も争点となったが、本稿では取り上げない)。

2. 懲戒処分の適否に関する最高裁判例

判例によれば、公務員に対する懲戒処分(以下、単に「懲戒処分」という)とは、「当該公務員に職務上の義務違反、その他、単なる労使関係の見地においてではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため、科される制裁」¹であるとされ、「公務の能率の維持およびその適正な運営の確保の目的」²から科せられる分限処分(国家公務員法78条ないし79条、地方公務員法28条)と区別される。ちなみに、懲戒免職の場合は退職手当の支給を制限することができるのに対し(国家公務員退職手当法12条1項。地方公務員法24条4項参照)³、分限免職の場合は、退職手当の支給を制限することはできない。

懲戒処分には、免職・停職・減給・戒告があり(国家公務員法82条、地方公務員法29条)、法令や職務上の義務に違反した場合のほか、「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に行うことができるが(国家公務員法82条1項各号、地方公務員法29条1項各号)、法は懲戒処分の要件や効果について具体的な基準を定めておらず、いかなる場合にいかなる処分を行うかは、懲戒権者の裁量に委ねられている。そこで、かかる裁量権の行使について、裁判所がいかなる判断枠組みを用いてその適法・違法を判断するかが問題とされてきた⁴。

(1) 最判昭和52年12月20日(神戸税関事件)

懲戒処分に関する判断枠組みについてのリーディングケースである最判昭和52年12月20日民集31巻7号1101頁(以下「昭和52年最判」という)は、労働組合の役員であるAらが国家公務員法の禁ずる争議行為を行ったことを理由に懲戒免職処分を受けた事案である。最高裁は、次のように述べてAらに対する懲戒免職処分は違法とはいえないと判示した(免職処分を選択することには特別に慎重でなければならない、Aらに対する懲戒免職処分を適法とする多数意見の結論には賛同し難い、とする環昌一裁判官の反対意見が付されている)。

① 懲戒権者の裁量について

「懲戒権者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の右行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮して、懲戒処分をすべきかどうか、また、懲戒処分をする場合にいかなる処分を選択すべきか、を決定することができるものと考えられるのであるが、その判断は、右のような広範な事情を総合的に考慮してされるものである以上、平素から庁内の事情に通暁し、部下職員の指揮監督の衝にあたる者の裁量に任せるのでなければ、とうてい適切な結果を期待することができないものといわなければならない。それ故、公務員につき、国公法に定められた懲戒事由がある場合に、懲戒処分を行うかどうか、懲戒処分を行うときにいかなる処分を選ぶかは、懲戒権者の裁量に任されているものと解すべきである」

② 懲戒権者の裁量に対する判断枠組みについて

「もとより、右の裁量は、恣意にわたることを得ないものであることは当然であるが、懲戒権者が右の裁量権の行使としてした懲戒処分は、それが社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、その裁量権の範囲内にあるものとして、違法とならないものというべきである。したがって、裁判所が右の処分の適否を審査するにあたっては、懲戒権者と同一の